

平成29年度

貯水槽清掃作業従事者研修開催のご案内

厚生労働大臣登録研修実施団体
一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会

1. 趣 旨

この研修会は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下 建築物衛生法)」における、建築物貯水槽清掃業(5号登録)の登録要件として定められた「貯水槽清掃作業従事者研修」として、建築物衛生法施行規則第28条の2に基づき、研修の実施団体として厚生労働大臣の登録を受けた、一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会が開催するものです。

2. 開催日時：平成29年6月22日(木) 9時25分～17時15分

3. 開催会場：会場名独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター
(愛称：ポリテクセンター滋賀) 本館3階 5号室(旧視聴覚教室)
会場住所 〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13

4. 研修内容： (予定)

研修科目	研修時間
(1) 建築物の環境衛生行政	60分
(2) 貯水槽の消毒方法	60分
(3) 給水設備と機器	60分
(4) 貯水槽の清掃方法	90分
(5) 貯水槽の塗装方法	60分
(6) 安全及び衛生	60分
(7) 作業従事者の責務と任務	30分

5. 定 員：20名

6. 受講料：¥9,051- (消費税を含みます)

7. テキスト代：¥1,748- (消費税を含みます) <講師作成テキスト含む>

8. 受講資格：建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号の登録を受けている事業所及び受けようとする事業所の従事者

9. 申込方法：受講料・テキスト代を下記の口座にお振り込みいただき、裏面の受講申請書に必要事項をご記入の上、お振り込みいただいた受講料・テキスト代の振込金受領書を添付して下記の申込先へFAXにてお申し込み下さい。なお、お振り込み手数料はご負担下さい。また、原則としてお振り込みいただいた受講料・テキスト代は返還いたしません。
※複数名でのお申し込みの場合は、受講料・テキスト代は一括してお振り込み下さい。

振込銀行：滋賀銀行 石山支店
口座番号：普通預金 100539
名 義：一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

<申込先> 一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会
〒520-0831 大津市松原町11-28 朱竹石山ビル4階
TEL：077-534-4847 FAX：077-534-3544

10. 締 切：平成29年6月9日(金)

※定員の関係により受講をお断りする場合がございます。その場合は、お振り込みいただいた受講料・テキスト代を返金いたします。

11. 受講票：後日、受講者に受講票・会場地図を送付いたします。

12. 修了証明：本従事者研修の課程を修了した方には、修了証書を発行いたします。

13. その他：昼食はこちらでご用意致します。

平成 年 月 日

一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会 行
(FAX : 077-534-3544)

貯水槽清掃作業従事者研修受講申請書

会社名: _____

会社住所: 〒 _____

電話番号: _____ FAX 番号: _____

申込担当者: _____

<受講申込者>

No	氏名	ふりがな	生年月日
1			S・H 年 月 日
2			S・H 年 月 日
3			S・H 年 月 日

<振込金受領書添付欄>

※複数名でのお申し込みの場合の受講料・テキスト代は、一括してお振り込み下さい。

※修了証書作成のため、受講者氏名は楷書ではっきりと記入して下さい。

*** 個人情報の取り扱いについて ***

受講申込書に記入された個人情報については、受講票の発送、受講当日の本人確認、修了証書の作成など、当一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会が行う本研修業務に限って利用し、第三者に提供することはありません。また、建築物衛生法施行規則に定めるところにより、受講申込書に記入された個人情報は、永年弊協会にて保有します。

一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会
会長 井元 敏雄